

基本構想策定スケジュールについて

基本構想策定スケジュールの変更について

藤井寺市病院跡地活用基本構想については、当初令和7年度中の策定を見込んで進めてきたところです。しかしながら、現時点までの検討の進捗状況に鑑み、同年度内に策定を完了することが困難であると判断することから、令和8年度においても引き続き検討を進め、結論が得られた段階で速やかに策定するものとしたします。

藤井寺市病院跡地活用検討委員会委員の任期延長について

1 現委員の任期

現委員の任期は、令和6年10月1日から令和8年3月31日までとしています。（藤井寺市病院跡地活用検討委員会規則（以下「委員会規則」という。）第4条の規定により委員の任期は2年以内としています。）

2 任期の延長について

以下のとおり、任期の延長をお願いいたします。

【延長前】令和6年10月1日 から 令和8年3月31日 まで

【延長後】令和6年10月1日 から 令和8年9月30日 まで

3 任期延長の理由

当初、令和7年度内の策定を見込んでいた「藤井寺市病院跡地活用基本構想」の検討状況について、進捗の遅延が生じていることを踏まえ、来年度も引き続き現委員に対して意見聴取および報告を実施する必要があると考えるため。

4 委嘱状の交付

来年度に開催予定の第5回藤井寺市病院跡地活用検討委員会時に交付予定です。

【参考】

藤井寺市病院跡地活用検討委員会規則（抜粋）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を防げない。